

毒物劇物販売業登録更新申請

概要説明	毒物及び劇物取締法第 4 条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条に基づき、 <u>失効 1 か月までに</u> 毒物劇物販売業登録更新申請を行う場合の申請書です。
提出書類	1 毒物劇物販売業登録更新申請書 2 販売経路図 (毒物又は劇物を直接取扱う店舗については不要) 3 登録票 (原本) 正 1 部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	7,070 円 (現金)
注意事項	申請書の「登録番号及び登録年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 毒物劇物を直接取扱う店舗等について - 届出済みの毒物劇物取扱責任者の<u>住所</u>に変更があった場合は、備考欄にその旨(転居日、前住所等)を記載してください。 毒物劇物を直接取扱わない店舗等について - 申請書の毒物劇物取扱責任者の氏名住所の欄は空欄をお願いします。 - 申請書の備考欄に引続き毒物劇物を直接取扱わない旨を記載してください。 - 販売経路図については(20)の記載例及び注意事項を参考にして下さい。

※ 毒物劇物販売業の登録の更新は有効期間の切れる 1 か月前までに行うことが「毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条」で定められていますので、遅れることのないようご注意ください。

また有効期間中、有効満了時に業を廃止する場合も、廃止後 30 日以内に廃止届を行うことが「毒物及び劇物取締法第 10 条」に定められています。